

(別紙2)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） 新旧対照表

(変更点は下線部)

改正後	現行
障発第1206001号 平成18年12月6日	障発第1206001号 平成18年12月6日
一部改正 障発第0402002号 平成19年4月2日	一部改正 障発第0402002号 平成19年4月2日
一部改正 障発第0331019号 平成20年3月31日	一部改正 障発第0331019号 平成20年3月31日
一部改正 障発第0331032号 平成21年3月31日	一部改正 障発第0331032号 平成21年3月31日
一部改正 障発1007第3号 平成21年10月7日	一部改正 障発1007第3号 平成21年10月7日
一部改正 障発0601第4号 平成22年6月1日	一部改正 障発0601第4号 平成22年6月1日
一部改正 障発0928第1号 平成23年9月28日	一部改正 障発0928第1号 平成23年9月28日
一部改正 障発0330第5号 平成24年3月30日	一部改正 障発0330第5号 平成24年3月30日
一部改正 障発0329第16号 平成25年3月29日	一部改正 障発0329第16号 平成25年3月29日
一部改正 障発0930第1号	一部改正 障発0930第1号

改正後	現行
<p style="text-align: right;">平成 25 年 9 月 30 日 一部改正 障 発 0331 第 51 号 平成 26 年 3 月 31 日 最終改正 障 発 1001 第 1 号 <u>平成 26 年 10 月 1 日</u></p> <p>各 都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に 基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 基準について</p> <p>障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。平成 25 年 4 月からは障 害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。以下「法」 という。）第 30 条第 1 項第 2 号イ及び第 43 条の規定に基づく「障害者 自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運 営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。平成 25 年 4 月か らは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基 づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準。 以下「基準」という。）については、平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令</p>	<p style="text-align: right;">平成 25 年 9 月 30 日 最終改正 障 発 0331 第 51 号 平成 26 年 3 月 31 日</p> <p>各 都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に 基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 基準について</p> <p>障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。平成 25 年 4 月からは障 害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。以下「法」 という。）第 30 条第 1 項第 2 号イ及び第 43 条の規定に基づく「障害者 自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運 営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。平成 25 年 4 月か らは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基 づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準。 以下「基準」という。）については、平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令</p>

改正後	現行
<p>第 171 号をもって公布され、本年 10 月 1 日（指定共同生活介護事業所（平成 26 年 4 月 1 日からは指定共同生活援助事業所。）における個人単位での居宅介護等を利用する場合の特例については平成 19 年 4 月 1 日）から施行されたところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。</p> <p>なお、平成 18 年 4 月 3 日付け障発第 0403009 号当職通知「指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等について」は平成 18 年 9 月 30 日限り廃止する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第一 基準の性格 （略）</p> <p>第二 総論 （略）</p> <p>第三 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) 指定同行援護事業所の取扱い</p> <p>① （略）</p> <p>② サービス提供責任者の資格要件</p> <p>指定同行援護事業所のサービス提供責任者は、次のア又はイの要件を満たすものであってウの要件を満たすもの、厚生労働大臣が定める者（平成 18 年厚生労働省告示第 556 号）第十号介護給付費等単位数表第 10 の 1 の注 2 の 2 の厚生労働大臣が定め</p>	<p>第 171 号をもって公布され、本年 10 月 1 日（指定共同生活介護事業所（平成 26 年 4 月 1 日からは指定共同生活援助事業所。）における個人単位での居宅介護等を利用する場合の特例については平成 19 年 4 月 1 日）から施行されたところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。</p> <p>なお、平成 18 年 4 月 3 日付け障発第 0403009 号当職通知「指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等について」は平成 18 年 9 月 30 日限り廃止する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第一 基準の性格 （略）</p> <p>第二 総論 （略）</p> <p>第三 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) 指定同行援護事業所の取扱い</p> <p>① （略）</p> <p>② サービス提供責任者の資格要件</p> <p>指定同行援護事業所のサービス提供責任者は、次のア又はイの要件を満たすものであってウの要件を満たすもの、厚生労働大臣が定める者（平成 18 年厚生労働省告示第 556 号）第十号介護給付費等単位数表第 10 の 1 の注 2 の 2 の厚生労働大臣が定め</p>

改正後	現行
<p>る厚生労働省組織規則（平成 13 年厚生労働省令第 1 号）第 625 条に規定する国立障害者リハビリテーションセンター学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規定（昭和 55 年厚生省告示第四号）第 4 条第 1 項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を修了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者</p> <p>ア (2)の②のアからオまでのいずれかの要件に該当するもの</p> <p>イ 平成 23 年 9 月 30 日において現に地域生活支援事業における移動支援事業に 3 年間従事したものの。</p> <p>ウ 同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者（相当する研修課程修了者を含む。）（ただし、上記アに該当するものについては、<u>平成 30 年 3 月 31 日</u>までの間においては、当該研修課程を修了したものと見なす。）</p> <p>③ 暫定的な取扱いに係る留意点</p> <p>(6)の②のイの地域生活支援事業の移動支援に 3 年間従事したものをサービス提供責任者とする取扱いは暫定的なものであることから、<u>平成 30 年 3 月 31 日</u>までの間に、これに該当するサービス提供責任者は(2)の②のアからオまでのいずれかの要件を満たさなければならないものであること。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第四～第一七 (略)</p>	<p>る厚生労働省組織規則（平成 13 年厚生労働省令第 1 号）第 625 条に規定する国立障害者リハビリテーションセンター学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規定（昭和 55 年厚生省告示第四号）第 4 条第 1 項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を修了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者</p> <p>ア (2)の②のアからオまでのいずれかの要件に該当するもの</p> <p>イ 平成 23 年 9 月 30 日において現に地域生活支援事業における移動支援事業に 3 年間従事したものの。</p> <p>ウ 同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者（相当する研修課程修了者を含む。）（ただし、上記アに該当するものについては、<u>平成 26 年 9 月 30 日</u>までの間においては、当該研修課程を修了したものと見なす。）</p> <p>③ 暫定的な取扱いに係る留意点</p> <p>(6)の②のイの地域生活支援事業の移動支援に 3 年間従事したものをサービス提供責任者とする取扱いは暫定的なものであることから、<u>平成 26 年 9 月 30 日</u>までの間に、これに該当するサービス提供責任者は(2)の②のアからオまでのいずれかの要件を満たさなければならないものであること。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第四～第一七 (略)</p>